

第2章 機 関

第5条 本大学院の運営のために大学院委員会及び専攻別委員会を置く。

第6条 大学院委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 専任教員

第7条 学長は、大学院委員会を招集しその委員長となる。

第8条 大学院委員会は、定員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。議決には3分の2以上の賛成があることを要する。

第9条 大学院委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院の組織及び運営に関する事項
- (2) 大学院に関する諸規則の制定・改廃に関する事項
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) 学生の入学・休学・退学・転学及び懲戒に関する事項
- (6) 教員組織に関する事項
- (7) 学位授与に関する事項
- (8) その他大学院に関する重要な事項

第10条 専攻別委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻代表
- (2) 当該専攻の専任教員

第11条 専攻代表は、専攻別委員会を招集し、その委員長となる。

第12条 専攻別委員会は、定員の3分の2以上の出席がないと開くことができない。議決の方法は、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

第13条 専攻別委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該専攻の組織及び運営に関する事項
- (2) 当該専攻の諸規則の制定・改廃に関する事項
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) その他当該専攻に関する重要事項

第3章 課程・専攻、履修方法等

第14条 本大学院の教育課程・専攻別開講科目は、別表のとおりとする。

第15条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。また、定められた修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者については標準修業年限を超えて課程の修学を行うことができる。

- 2 前項の場合において当該課程の目的に応じ適当と認められるときは特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 教育職員免許状を得ようとするものは、第1項の規定に依るものの外教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。本大学院で取得できる免許状は次のとおりとする。

専攻等名	免許状の種類	免許教科
教育学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民 職業指導 情報
	中学校教諭専修免許状	社会 職業指導
	小学校教諭専修免許状	
	幼稚園教諭専修免許状	
英語英文学教育専攻	高等学校教諭専修免許状	英語
	中学校教諭専修免許状	英語
技術教育専攻	中学校教諭専修免許状	技術

- 4 修士課程（博士前期課程）の在学年限は5年、博士後期課程の在学年限は6年とし、これを超えることはできない。
- 5 修士課程（博士前期課程）に入学を希望する者が、職業を有している等の事情により、第2条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、大学院委員会の議を経て、長期履修学生として、委員長はその計画的な履修を認めることができる。
長期履修学生に関する必要な事項は別に定める。

第16条 博士課程の修了の要件は、5年（前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については専攻別委員会が認めた場合に限り、この課程に3年（前期課程に2年以上在学し、当該課程修了者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書前半の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし在学期間に関しては優れ

た研究業績を上げた者については専攻別委員会が認めた場合に限り、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 第17条 学生は、その履修しようとする授業科目を指定の期日までに指導教員を通じ学長に届出なければならない。
- 第18条 試験・審査は、科目試験、学位論文審査及び最終試験とする。
- 2 科目試験は、その授業科目の講義の終了した学期末に行う。
- 第19条 学位論文又は所定の研究成果の審査は、専攻別委員会が選出した学位論文審査委員がこれを行う。
- 2 学位論文又は所定の研究成果提出の時期は、その都度公示する。
- 第20条 最終試験は、所定の単位を修得し学位論文又は所定の研究成果を提出した者につき、その論文又は研究成果を中心として筆記又は口頭をもって、前条の学位論文審査委員がこれを行う。
- 第21条 単位の修得、学位論文又は所定の研究成果及び最終試験の合格又は不合格は、大学院委員会において決定する。
- 第22条 所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文又は所定の研究成果の審査及び最終試験に合格した者に対しては、その課程に応じ修士又は博士の学位を授与する。

第4章 入学・転入学・休学・退学・復学及び再入学

- 第23条 入学、転入学及び再入学の時期は各期のはじめとする。
- 第24条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者
 - (5) 短期大学を卒業した者で入学時に満22歳を超え、本学において社会経験等を加味して大学卒業と同等以上の学力があると認めた者
 - (6) 本学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
- (1) 本研究科又は他の大学院で修士の学位を得た者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本学において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 第26条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。
- 第27条 入学志願者に対しては、学力、健康その他について選考の上、入学を許可する。
- 2 選考の方法、期日等についてはその都度これを定める。
- 第28条 他の大学院に在学している者が、その大学院の許可を受けて、本大学院に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。
- 第29条 入学又は転入学を許可された者は、指定の期日までに保証人連署の上、在学誓書に入学